

大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
まちなみ修景補助金交付要綱

制 定 平成12年6月15日  
最近改正 平成28年4月26日

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市HOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱（以下「HOPE整備要綱」という。）第7条及び大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱（以下「マイルド整備要綱」という。）第7条の規定に基づき、区域にふさわしいまちなみ形成のため必要と認められる整備を行う者に対して、その費用の一部を大阪市が補助することにより、地域の特徴を活かした魅力的なまちなみ環境整備の推進を図るとともに、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、当補助制度に関して必要な事項を定めることにより、補助金の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。その他の用語の意義はHOPE整備要綱及びマイルド整備要綱の例による。

- (1) 対象区域 別表1に定める区域をいう。
- (2) 修景 区域にふさわしいまちなみ形成に向けて、建築物の外観を整備することをいう。
- (3) 補助事業 この要綱に基づき対象区域において別表2に定める補助要件を満たし、実施する修景事業をいう。
- (4) 補助事業者 補助事業を行う者で、補助事業を行う土地及び建築物の所有者又はそれぞれの所有者から補助事業の実施について承諾を得た者をいう。

(補助事業者の責務)

第3条 補助事業者は、規則第10条に定めるもののほか、次号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業者は、この要綱に基づく補助を受けて整備した建築物（以下「修景建築物」という。）について、第19条第1項に定める処分制限期間中は適切に維持管理しなければならない。なお、当該期間経過後は、適切に維持管理するよう努めなければならない。
- 2 前項の規定は、修景建築物に第19条第1項第3号又は第4号の処分を行う場合において、同条第3項ただし書に該当するときは、当該第三者にこれを継承する。

(補助の対象及び補助率)

第4条 補助の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、別表3に定める費用とし、補助事業者が仕入税額控除の対象となる事業主体である場合の消費税相当額及び他の補助事業で補助対象となる費用は控除する。ただし、別表3で定める補助対象費用のうち修景設計費については、修景整備費に別表4に定める修景設計料率を乗じて得た額を限度とする。

- 2 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象費用の3分の2に相当する額（1,000円未満の端数を切り捨て）とし、別表2に定める額を限度とする。
- 3 過去にこの要綱に基づく補助金の交付が行われた建築物について、再度の補助申請が行われた場合、別表2に規定する一敷地あたりの限度額から既に交付した補助金を差し引いた額を限度額とし、既に補助対象とした部分は補助対象としない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式1）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始の30日前までに、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
  - (2) 委任状（手続きを委任する場合）
  - (3) 付近見取図
  - (4) 現況写真
  - (5) 設計図書（配置図、修景を行う部分を含む平面図・立面図・断面図等）
  - (6) 公図（写）
  - (7) 登記事項証明書（補助事業を行う土地及び建築物）
  - (8) 承諾書（補助事業を行う土地及び建築物の所有者の承諾が必要な場合）
  - (9) 印鑑登録証明書（補助事業者及び前号の承諾を行う者）
  - (10) 事業費見積書（写）
  - (11) 確認済証（写）（建築確認申請の必要な工事の場合）
  - (12) 納税状況を確認できる書類（納税証明書又は所得証明書）
  - (13) 上記資料を補完できる説明資料（上記資料を提出できない場合）
- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、補助金交付申請書の提出を受けるとき又は現地調査等のときに、運転免許証や旅券等、官公署が発行した写真付きの証明書等により、補助事業者や土地及び建築物の所有者が本人であると確認できる場合は、前項第9号に定める印鑑登録証明書の添付を省略させることができる。

（補助金の交付決定）

- 第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付決定を行い、その旨を補助金交付決定通知書（別記様式2）により必要な条件を付して当該補助事業者へに通知するものとする。
- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、当該補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
  - 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定するにあたって、必要な指導助言等を行うことができる。
  - 4 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めた場合又は次条に基づき交付決定を行わない場合は、補助金を交付しない旨の決定を行い、その旨を補助金不交付決定通知書（別記様式2-2）により理由を付して当該補助事業者へに通知するものとする。
  - 5 市長は、第1項及び前項に定める補助事業者への通知を、申請書が到達してから30日以内に行うものとする。ただし、期間内に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、期間を延長することができる。

（補助金の交付の除外要件）

- 第7条 市長は、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
  - (2) 大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
  - (4) 本市に住所を有することにより課税される市民税又は法人市民税並びに補助申請建築物の固定資産税及び都市計画税を滞納している場合

（申請の取下げ）

- 第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定日から30日以内に、補助金交付申請取下げ書（別記様式2-3）に次に掲げる書類を添えて申請の取下げをすることができる。

- (1) 補助金交付申請書（写）
  - (2) 補助金交付決定通知書（写）
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（着手届）

第9条 補助事業者は、第6条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた後、補助事業に着手し、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する補助事業着手の届出は、事業着手届（別記様式3）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。
- (1) 設計・工事契約書（写）
  - (2) 工事工程表

（補助金の交付変更等申請）

第10条 補助事業者は、第6条第1項による補助金の交付決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、あらかじめその旨を市長に申請し、補助金交付の変更の決定を受けなければならない。

- (1) 補助事業の全部を中止し、又は廃止しようとする場合
  - (2) 補助金の交付決定を受けた額を変更しようとする場合
  - (3) その他申請内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
- 2 前項第3号の軽微な変更とは、補助事業の目的に変更のないもので、かつ、補助対象工事を行う部位の寸法、配置、構造、材料又は意匠等の大幅な変更を行わないものをいう。
- 3 補助事業者は第1項に規定する補助金の交付決定の変更又は廃止の申請をするときは、補助金交付変更等申請書（別記様式4）に変更前と変更後の違いを明示した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付変更等決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、相当と認めた場合は、補助金の交付変更又は廃止の決定を行い、その旨を補助金交付決定変更等通知書（別記様式5）により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に定める補助事業者への通知を、前条第3項の補助金交付変更等申請書が到達してから30日以内に行うものとする。ただし、期間内に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、期間を延長することができる。

（立入検査等）

第12条 市長は、補助金の適正な執行を確保するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（遂行指示）

第13条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう指示することができる。

（決定の取消等）

第14条 市長は、補助事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき
- (2) 補助事業に関して補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令等若しくはこれに基づく市長の処分違反したとき
- (3) 第7条各号のいずれかに該当すると判明したとき

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定後、特別の事情が生じたときは、当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。
- 4 前3項の規定により補助金の交付決定の取消し又は変更をしたときは、その旨を補助金交付決定取消等通知書（別記様式6）により理由を付して当該補助事業者へ通知するものとする。
- 5 第3項の規定による変更は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 6 市長は、補助金の交付決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
  - (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する費用
  - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する費用
- 7 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その成果を速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する補助事業の完了の報告は、完了実績報告書（別記様式7）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。
  - (1) 設計・工事契約の領収書等（写）
  - (2) 工事記録写真
  - (3) 工事完成写真
  - (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する検査済証（写）  
（補助事業が建築確認を受けた工事の場合）
  - (5) 設計図書の変更内容が確認できる資料  
（第10条第2項に規定する軽微な変更を行った場合）

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の報告を受けた場合は、当該報告の内容を審査するとともに、現地の調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金の額の確定通知書（別記様式8）により当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項に定める補助事業者への通知を、前条の完了実績報告書が到達してから30日以内に行うものとする。ただし、期間内に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、期間を延長することができる。

（是正のための措置）

第17条 市長は、第15条の報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう当該補助事業者へ指示することができる。

- 2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

（補助金の請求及び交付）

第18条 第16条に規定する通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付の請求を請求書（別記様式9）により市長に行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、修景建築物を、市長の承認を受けずに、次の各号に掲げる処分をしてはならない。ただし、その交付した補助金の全部に相当する金額をあらかじめ本市に納付した場合並びに当該財産が補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）に基づき国土交通省が別に定める期間、若しくは減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間（以下「処分制限期間」という。）のいずれかを経過した場合は、この限りでない。

- (1) 取壊
- (2) 廃棄
- (3) 譲渡
- (4) 交換
- (5) 補助金交付の目的に反する使用
- (6) 貸付
- (7) 担保に供すること

2 補助事業者は、処分制限期間内に修景建築物を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式10）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、修景建築物について前項の規定により承認を受けて処分を行う場合は、別表5に定める額を本市に納付しなければならない。ただし、当該財産の処分が本事業目的に反しない場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第20条 市長は、第14条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をするよう補助事業者に求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第21条 補助事業者が前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、当該返還に伴う加算金及び延滞金の算定に関しては、規則の定めるところによる。

(関係書類の整備)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る経費を明らかにした書類、帳簿等を整備し、第16条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた日から処分制限期間を経過するまで保存しなければならない。

(施行の細目)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年 6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 8月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 26 日から施行する。

2 大阪市H O P Eゾーン事業・大阪市マイルドH O P Eゾーン事業まちなみ修景補助金交付事務取扱要領は、廃止する。

○別表 1 (対象区域：第 2 条関係)

HOPEゾーン事業実施区域		
区域名称	面積	位置
天満地区	47.3ha	北区 天神橋 1 丁目、2 丁目 1～5 番 南森町 1 丁目 天神西町 菅原町 西天満 1 丁目 1 番、3 番の一部 東天満 1 丁目 天満 2～4 丁目
田辺地区	50.2ha	東住吉区 北田辺 5, 6 丁目 田辺 1, 3 丁目 山坂 1, 2 丁目
船場地区	126.3ha	中央区 北浜 1～4 丁目 今橋 1～4 丁目 高麗橋 1～4 丁目 伏見町 1～4 丁目 道修町 1～4 丁目 平野町 1～4 丁目 淡路町 1～4 丁目 瓦町 1～4 丁目 備後町 1～4 丁目 安土町 1～4 丁目 本町 1～4 丁目 南本町 1～4 丁目

○別表 2 (補助要件等 : 第 5 条関係)

●船場地区 補助要件等

補助金の交付を受けるための要件			補助率	一敷地あたりの限度額	
対 象	内 容				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近代建築 (明治～昭和 19 年以前に建てられた建築物)</li> <li>・有形文化財 (建造物)</li> <li>・船場のまちなみ形成上重要なものとして地域 (船場地区 HOPE ゾーン協議会) が推薦するもの</li> </ul>	主として道路等に面する部分で、通常望見できる範囲	修景基準表①をすべて満たし、「まちなみガイドライン (船場のまちなみ作法～建物編～)」に沿って、 ○維持・修復・保全 (まもる) ○阻害要因改善 (整える) ○演出・活用 (活かす) に関する修景をすること	2 / 3	800 万円	
通や筋、エリアごとのまちなみガイドラインが定められている場所	建築物等 (新築も含む)	主として道路等に面する部分で、通常望見できる範囲	修景基準表①の(3)を満たし、「通や筋、エリアごとのまちなみガイドライン」に沿って修景すること	2 / 3	200 万円
	オープンスペース	主として道路等に面する部分で、通常望見できる範囲	修景基準表②をすべて満たし、「通や筋、エリアごとのまちなみガイドライン」に沿って修景すること	2 / 3	200 万円

別図



凡例 ——— HOPEゾーン事業区域

修景基準表①【建築物等】

- (1) 建築物の外観フォルムの全体的なイメージを維持・保全している
- (2) 外観デザイン上最も重要な部分を維持・保全している
- (3) 外観のイメージを阻害している要因が無い

修景基準表②【オープンスペース】

- (1) 原則として、広く一般に開放している
- (2) 隣接するオープンスペース等とのつながりを意識し、段差、素材の統一感、植栽の配置等に工夫をしている
- (3) 夜間の安全に配慮をしている
- (4) まちなみのアクセントとなる建物の周辺では、それらを活かし、より輝かせるような工夫・配慮をしている

●天満地区 補助要件等

補助金の交付を受けるための要件			補助率	一敷地あたりの限度額	備考	
対 象	内 容					
『しなげん』	建築物 (新築も含む)	主として道路等に面する部分で、通常望見できる範囲	修景基準表①－基準1に定める項目をすべて満たすこと	2/3	450万円	
			修景基準表①－基準2に定める項目をすべて満たすこと	2/3	250万円	
			建物全体として著しくまちなみを阻害しておらず、修景基準表②に定める項目をすべて満たすこと (まちなみの魅力向上に大きく寄与すると認められるものに限る)	2/3	250万円	補助金の対象となる範囲は1階及び2階に限る
	塀等 (駐車場等、敷地に建物が存在しない場合)	主として道路等に面する部分で、通常望見できる範囲	修景基準表③に定める項目をすべて満たすこと	2/3	150万円	
『よそおっ』	建築物 (新築も含む) ※天満地区のまちなみ形成上必要なものとして、地域(HOPEゾーン協議会)と調整がなされたもの	主として1階の道路等に面する部分で、通常望見できる範囲	修景基準表④に定める項目をすべて満たし、「まちなみガイドライン」に沿って修景すること	2/3	200万円	
		主として別図に定める路線Aに面する部分で、通常望見できる範囲		2/3	450万円	補助金の対象となる範囲は3階以下に限る
	建築物等に付随するオープンスペース	主として道路等に面する部分で、通常望見できる範囲	修景基準表⑤に定める項目をすべて満たすこと	2/3	150万円	

注(1)アーケード側面建築物の「外壁」「開口部」「軒裏」は防火構造とすること。

(2)別図に定める路線Bに面する敷地の水辺側(以下、「水辺に面する部分」)については、路線Bの道路面より下の階は地下1階とする。

# 別図



凡例	.....	本図において定める路線A	- · - · -	HOPEゾーン事業区域
	- - -	本図において定める路線B		

修景基準表①【伝統的な様式の建築物】

項目	基準 1	基準 2	
基本	素材	伝統的な素材や自然素材を優先する。やむを得ない場合は、材質や質感が伝統的な様式に調和する建材を用いる。	
	色彩	落ち着いた色彩を基調とする。	
	外観 輪郭	パラペットや看板などで覆わず、伝統的な様式の建物の外観や輪郭を保全・継承する。店舗等で現代的なデザインを用いる場合は、原則とし1階軒庇以下の部分に限ることとし、伝統的な様式と調和するように配慮する。	
部位	屋根	切妻造若しくは入母屋造の平入りを原則とし、伝統的な屋根勾配の本瓦葺とする。ただし、新築、又は現況が本瓦葺でない場合は、この限りでない。	切妻造若しくは入母屋造の平入りを原則とし、伝統的な屋根勾配の和瓦葺きとする。
	軒 庇・ 軒下	1階部分には伝統的な様式（位置・形態・意匠など）を取り入れた和瓦葺の軒庇を設け、軒下空間をつくる。犬走りは、たたきや石敷など、伝統的な床仕上を保全・継承する。また、溝蓋もデザインが伝統的な様式と調和するよう配慮する。	
	軒 裏・ 壁面	壁面位置、形態・意匠は伝統的な様式を保全・継承する。漆喰塗込・漆喰塗や銅板巻・銅板貼などの伝統的な様式を用いる。また、本卯建や伝統的な袖卯建をあげるなど伝統的な様式を用いる。	2階の軒裏は、伝統的な様式を取り入れる。壁面位置、形態・意匠は伝統的な様式を保全・継承する。具体的には、2階部分はよらい仕上げ風、1階腰壁部分を石貼や板貼などとする。
	開口 部	窓や出入口の位置、形態・意匠は伝統的な様式を保全・継承する。やむを得ず金属サッシを用いる場合は、格子の内側に設けたり、目立たない色彩とするなどして工夫する。スチールシャッターの使用は極力避ける。	伝統的な様式を取り入れた工夫をする。やむを得ず金属サッシを用いる場合は、格子の内側に設けたり、目立たない色彩とするなどして工夫する。スチールシャッターの使用は極力避ける。
	樋	伝統的な様式を取り入れ、銅製を基本とする。	伝統的な様式を取り入れた工夫をする。
	看板	看板を設置する場合は形態、デザイン、設置場所などに配慮する。けばけばしい色彩や点滅式の電飾サインは使用しない。	
	しっ らい	しっらい空間（※）を設ける場合は、通りに面した軒下空間に配置し、デザインは伝統的な様式を保全・継承する。軒下に、幔幕や提灯などのしっらいを取り付ける器具を設置し、祭礼時にはしっらいを施す。 ※しっらい空間とは、「天満地区HOPEゾーン事業 まちなみガイドライン」に示す、天満や四季にちなんだ展示を行なう空間として、通りから基本的に常時見えるよう設置されたものいう。	
	門・ 塀	漆喰塗や和瓦葺とする、腰板を貼るなど伝統的な様式を用いる。	瓦屋根や真壁風壁面など、伝統的な様式を取り入れる工夫をする。
	建築 設備	空調室外機・設備メーター・配管などの建物に付属する設備は、原則として、通りから見えない位置に設置・移設する。やむを得ない場合は、木製格子などで覆う、目立たない色彩とするなど建物の雰囲気やまちなみと調和するように配慮する。	
その 他 付帯物	自動販売機、ゴミ置き場などは、原則として、通りに面して設置しない。やむを得ない場合は、建物の外観を阻害せず、まちなみと調和するようにデザインを工夫する。		

注：伝統的な様式の建物の修景整備にあたっては、その本来の様式の復元を優先する。また、法令による規定や構造上の問題などにより、基準に定める修景整備ができないと認められる場合は、建物全

体のバランスや雰囲気・まちなみとの調和が図られる範囲で基準を緩和することができる。

### 修景基準表②【低層部分に伝統的な様式を取り入れた建築物】

項目		基準
基本	素材	伝統的な素材や自然素材を用いる。又は、材質や質感が伝統的な様式に調和する建材を用いる。
	色彩	落ち着いた色彩を基調とする。
	外観	建物の低層部分は、伝統的な様式の建物の外観を継承する。 店舗等で現代的なデザインを用いる場合は、原則として1階軒庇以下の部分に限ることとし、伝統的な様式と調和するよう配慮する。
	配置	通りに面して建物低層部分を配置し、まちなみの連続性をつくるように配慮する。やむを得ない場合は、まちなみを分断しないように敷地際のデザインを工夫する。
部位	軒庇・軒裏	1階と2階に和瓦葺の軒庇を設けて軒下空間を確保し、まちなみの連続性をつくる。軒の高さは、周辺の伝統的な様式の建物等とそろえ、軒裏に伝統的な様式を取り入れるなどの工夫する。犬走りは、たたきや石敷など、伝統的な床仕上を保全・継承する。また、溝蓋もデザインが伝統的な様式と調和するよう配慮する。
	壁面	デザインを、漆喰塗調や腰板風にするなど、伝統的な様式を取り入れる工夫をする。また、よろい仕上げ風のラインを入れるなど、大きな壁面を作らないよう工夫をする。
	開口部	窓や出入口の位置、形態・意匠は、伝統的な様式と調和するよう配慮する。金属サッシを用いる場合は、目立たない色彩とするなどして工夫する。通常閉鎖している開口部へのシャッターの使用は極力避ける。
	看板	看板を設置する場合は形態、デザイン、設置場所などに配慮する。けばけばしい色彩や点滅式の電飾サインは使用しない。
	しつらい	しつらい空間（※）を設ける場合は、通りに面した軒下空間に配置し、デザインは伝統的な様式を取り入れる工夫をする。軒下に、幔幕や提灯などのしつらいを取り付ける器具を設置し、祭礼時にはしつらいを施す。 ※しつらい空間とは、「天満地区HOPEゾーン事業 まちなみガイドライン」に示す、天満や四季にちなんだ展示を行なう空間として、通りから基本的に常時見えるよう設置されたものいう。
	建築設備	空調室外機・設備メーター・配管などの建物に付属する設備は、原則として、通りから見えない位置に設置・移設する。やむを得ない場合は、格子などで覆う、目立たない色彩とするなど建物の雰囲気やまちなみと調和するよう配慮する。
	その他付帯物等	自動販売機、ゴミ置き場などは、原則として、通りに面して設置しない。やむを得ない場合は、建物の外観を阻害せず、まちなみと調和するようデザインを工夫する。

### 修景基準表③【塀等】

項目	基準
配置	駐車場等には、通りに面して塀などを設け、まちなみの連続性に配慮する。
色彩・素材・デザイン	瓦屋根や真壁風壁面など、伝統的な様式を取り入れる工夫をする。コンクリートブロックや金属類が露出することは避け、自然素材やまちなみに調和した建材を用いる。

舗装	敷際に近い舗装は、自然素材やこれに近い建材・色彩を用いる。
----	-------------------------------

修景基準表④【玄関まわりを演出した建築物】

<基本的に満たすこと>

- ①まちなみとの調和に配慮しながら「和」の要素を取り入れる
- ②玄関まわりを看板や敷際などのおそろいの要素でそろえる
- ③通りに面してしつらい空間を設ける
- ④建物のデザインを工夫して、隣接する建物と横のラインをつなげる

項目		基準
基本	素材	しつらいを整え、まちなみを装うために、伝統的な素材や自然素材を用いる。又は、材質や質感について、通りのまちなみに調和する建材を用いる。
	色彩	しつらいを整え、まちなみを装うために、落ち着いた色彩を基調とする。ただし、看板など部分的なものについては、まちなみのポイントとなるよう彩度の高い色を用いることができる。
	配置	しつらいを整え、まちなみを装うために、通りに面して建物低層部を配置し、開口部を設けるなど、まちなみの連続性をつくるように配慮する。また、玄関まわりにガラス張りのしつらい空間を設ける。
部位	壁面	しつらいを整え、まちなみを装うために、壁面位置は、できるだけ周辺の建物とそろえる。 デザインは、格子を設置する、漆喰塗調にするなど「和」の要素を取り入れたり、壁面に緑化などを取り入れる工夫をする。
	開口部	しつらいを整え、まちなみを装うために、窓や出入口の位置、形態・意匠などは、格子など「和」の要素を取り入れる。通常閉鎖している開口部へのシャッターの使用は極力避ける。
	建築設備	しつらいを整え、まちなみを装うために、空調室外機・設備メーター・配管などの建物に付属する設備は、原則として、通りから見えない位置に設置・移設する。やむを得ない場合は、格子などで覆う、目立たない色彩とするなど配慮する。
玄関まわり	しつらい	しつらいを整え、まちなみを装うために、しつらい空間（※）のデザインは伝統的な様式を取り入れるなど創意工夫する。また、金属などの材料を用いる場合は、目立たない色彩とするなど工夫する。 1階部分に軒庇を設けるなど、幔幕や提灯などのしつらいがふさわしくなるような工夫をし、祭礼時や季節毎のしつらいを施す。 ※しつらい空間とは、「天満地区HOPEゾーン事業 まちなみガイドライン」に示す、天満や四季にちなんだ展示を行なう空間として、通りから基本的に常時見えるよう設置されたものいう。
	看板・表札	しつらいを整え、まちなみを装うために、固定式の看板暖簾とする、天満ガラスを用いた看板とするなど、天満らしさを演出するよう素材、形態、デザイン、設置場所などを工夫する。
	敷際	しつらいを整え、まちなみを装うために、入口付近を石畳風仕上げにするなど、天満らしさを演出するよう工夫する。
	その他	しつらいを整え、まちなみを装うために、自動販売機、ゴミ置き場、駐輪場などは、原則として通りに面して設置しない。やむを得ない場合は、建物の外観を阻害せず、通りのまちなみと調和するようにデザインを工夫する。

修景基準表⑤【建築物等に付随するオープンスペース】

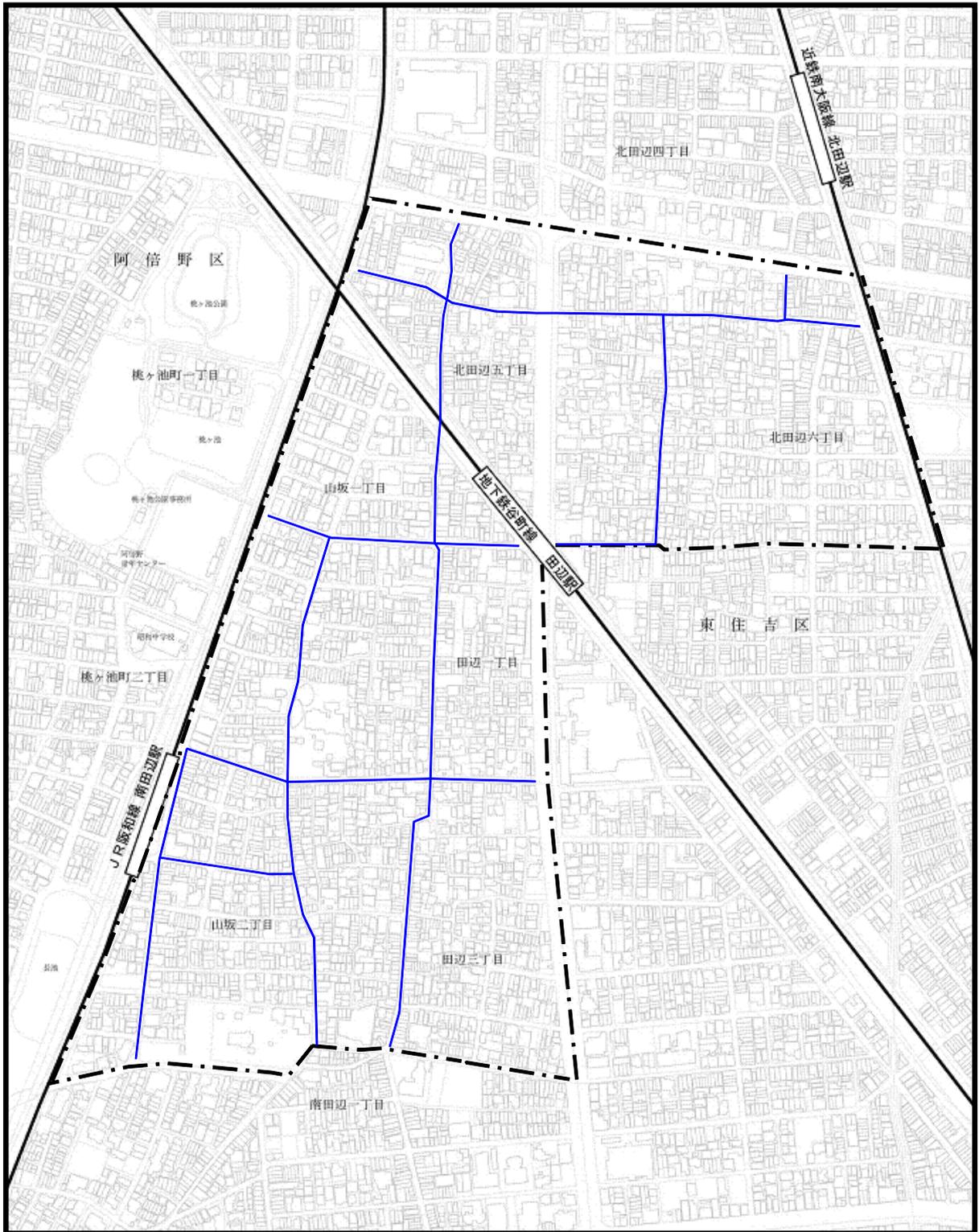
項目	基準
規模・配置等	道路とのつながりや見え方、まちなみの連続性やバランスに配慮し、規模や配置デザインなどを工夫する。原則として、広く一般に開かれたものとする。
舗装	石畳仕上げを基本とし、やむを得ない場合は、色合いや風合いが自然素材に近いものを用いる。お地蔵さんなど周辺のポイントとなる部分の仕上げは、まちなみに趣を与えるよう工夫する。
付帯物等	祭りの際に見物の場として利用できるベンチや地域や祭りに関する情報を掲示できる掲示板の設置など、祭りを楽しむ場として活用できるような工夫や、「両側町」「旧筋名」等の通りの歴史を演出、情報発信する工夫を行う。また、植栽・塀・柵はそれらと調和させるよう工夫する。
しつらい	建物の1階部分に軒庇を設けるなど、幔幕や提灯などのしつらいがふさわしくなるような工夫をし、祭礼時にはしつらいを施すよう心がける。

●田辺地区 補助要件等

補助金の交付を受けるための要件			補助率	一敷地あたりの 限度額	備考
対 象	内 容				
伝統的建築物 (昭和19年 以前に建てら れた建築物)	主として道 路等に面す る部分で、通 常望見でき る範囲	修景基準表①③に定める 項目をすべて満たすこと	2/3	450万円  うち、修景基準表 ③の項目につい ては、150万円	
	主として別 図に定める 路線に面す る部分で、通 常望見でき る範囲	修景基準表①の基本の項 目をすべて満たし、かつ修 景基準表①③の部位の項 目のうち2項目以上を満 たすこと  (まちなみの魅力向上に 大きく寄与すると認めら れるものに限る)	2/3	150万円	
新しい建築物 (上記以外の 建築物、新築も 含む)	主として道 路等に面す る部分で、通 常望見でき る範囲	修景基準表②③に定める 項目をすべて満たすこと	2/3	250万円  うち、修景基準表 ③の項目につい ては、150万円	
	主として別 図に定める 路線に面す る部分で、通 常望見でき る範囲	修景基準表②の基本の項 目をすべて満たし、かつ修 景基準表②③の部位の項 目のうち2項目以上を満 たすこと  (まちなみの魅力向上に 大きく寄与すると認めら れるものに限る)	2/3	150万円	補助金 の対象 となる 範囲は 2階以 下に限 る
塀等 (駐車場等、敷 地に建物が存 在しない場合)	主として道 路等に面す る部分で、通 常望見でき る範囲	修景基準表②の項目「塀・ 柵・門」の内容を満たすこ と	2/3	150万円	

注：アーケード側面建築物の「外壁」「開口部」「軒裏」は防火構造とすること。

別図



凡例     本図において定める路線     HOPEゾーン事業区域

修景基準表①【伝統的建築物】

項 目		基 準
基本	素材	伝統的素材や自然素材を用い、やむを得ない場合は、材質や質感などが建物の雰囲気やまちなみに調和する建材を用いる。
	色彩	無彩色や落ち着いた色彩が基調となるようにする。つやなしを基本とする。
	外観輪郭	パラペットや看板等で覆わず、庇を復元するなど伝統的な様式の建物の外観や輪郭を保全する。
	緑のしつらい	植栽は建物や塀と一体的に配置して、まちなみに趣を与えるよう工夫する。また、敷地内に古木がある場合には、保全を心がける。
部位	屋根	切妻造若しくは入母屋造の平入り、和瓦葺きを原則とする。伝統的な屋根勾配を基本とする。茅葺きの屋根についてはトタン葺きを可とする。
	庇	できる限り建設当初の形態・意匠へ復元する。やむを得ない場合は、まちなみとの調和に配慮して、伝統的な様式を活用する。
	壁面	建設当初の壁面位置、形態・意匠への復元を心がける。やむを得ない場合は建物の雰囲気やまちなみに調和するものとする。
	開口部	建設当初の形態・意匠を尊重し、伝統的な建具を使用する。やむを得ず金属サッシを用いる場合は、格子や虫籠窓などの内側に設ける、目立たない色彩とするなど、まちなみと調和するように配慮する。
	軒下	伝統的な床仕上（叩きや石敷）を尊重し、やむを得ない場合はこれに近い素材・色彩を用いる。 軒下のしつらいについては、建設当初の形態・意匠を尊重する。
	塀・門	塀・門については、できるかぎり建設当初の形態・意匠へと復元する。
	店舗等	まちなみに調和するものとし、原則として、2階以上は上記の修景基準に準ずる。 1階庇以下では、上記の修景基準を尊重する。現代的な素材（ガラスや金属・コンクリート等）を用いる場合や、ショーウィンドウや開口部・看板等において現代的デザインを用いる場合は、建物の他の部位の形態・意匠やまちなみと調和するように配慮する。

注：伝統的な様式を持つ建物の修景整備にあたっては、その本来の様式の復元を優先する。また、法令による規定や構造上の問題などにより、基準に定める修景整備ができないと認められる場合は、建物全体のバランスや雰囲気・まちなみとの調和が図られる範囲で基準を緩和することができる。

修景基準表②【新しい建築物】【塀等】

項 目		基 準
基本	素材	自然素材を優先するが、やむを得ない場合は、材質や質感などが建物の雰囲気やまちなみに調和する建材を用いる。
	色彩	無彩色や落ち着いた色彩が基調となるようにする。つやなしを基本とする。
	建物の配置	その通りに見られる伝統的建築物の配置を尊重して、間口ほぼいっぱいには壁面又は塀を設ける。やむを得ない場合は、生垣や植栽を取り入れた柵を設けるなどまちなみの連続性に配慮する。
	高さ	1～2階はその通りに見られる伝統的建築物の軒の高さを尊重する。 3階以上は、道路より後退するなど、まちなみとの調和を図る。
	緑のしつらい	植栽は建物や塀と一体的に配置して、まちなみに趣を与えるよう工夫する。また敷地内に古木がある場合には、保全を心がける。
部位	屋根	切妻造若しくは入母屋造の平入り、和瓦葺きを原則とする。伝統的な屋根勾配を基本とする。特に角地では入母屋造を推奨する。
	壁面・開口部	伝統的建築物に見られる形態・意匠を活用する。
	軒下	1階部分に庇を設置し、軒下空間を確保する。伝統的な床仕上（叩きや石敷）及びしつらいを心がける。
	塀・柵・門	塀については、塀瓦を設置し、漆喰調の真壁に腰板を張ったものや板塀とするなど伝統的な形態・意匠を取り入れて建物の雰囲気やまちなみに調和させる。 柵については、金属類が露出することは避け、生垣や植栽を取り入れるなど、建物の雰囲気やまちなみに調和させる。 門については、和風瓦葺きの屋根や庇のある格子戸の門とするなど、伝統的な形態・意匠を取り入れてまちなみに調和させる。
	バルコニー	道路から目立たない位置への設置を原則とする。やむを得ない場合は、伝統的建築物に見られる形態・意匠を活用するなどまちなみに調和するよう工夫する。
	店舗等	まちなみに調和するものとし、原則として、2階以上は上記の修景基準に準ずる。 1階庇以下では、上記の修景基準を尊重する。現代的な素材（ガラスや金属・コンクリート等）を用いる場合や、ショーウィンドウや開口部・看板等において現代的デザインを用いる場合には、建物の他の部位の形態・意匠やまちなみと調和するように配慮する。

修景基準表③【建築設備・付帯物等】

項 目		基 準
部 位	広告物 ・看板	大きさ、デザイン、設置場所などに配慮し、まちなみに調和した質の高いものとする。けばけばしい色彩や点滅式の電飾は用いない。
	車庫	車庫の開口部は、伝統的建築物の開口部の形態・意匠を応用するなど、まちなみとの調和を図る。スチールシャッターなどの使用は極力避け、折れ戸や引き戸にするなど、デザインに配慮する。
	建築設備 その他 付帯物等	空調室外機、設備メーター、配管などは道路から見えない位置に設置・移設するか木製格子などで覆う、目立たない色彩とするなど建物の雰囲気やまちなみに配慮する。 自動販売機やゴミ置き場等は、木製格子などで覆う、落ち着いた色彩とするなど、建物の雰囲気やまちなみに配慮する。

○別表 3 (補助対象費用：第 4 条関係)

種別	補助対象	内容
修景設計費	修景設計費	修景設計に要する費用（工事管理費を含む。）ただし、修景整備費に別表 4 の修景設計料率を乗じて得た額を限度とする。
修景整備費	建築物等修景費	住宅等の新築、増築、改修等に係る工事費のうち、外観に係る費用
	建築設備等修景費	住宅等の屋外に露出し景観を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除去、隠ぺい又は改善に係る工事費
	外構修景費	門、塀、柵、植栽、舗装、街灯、看板、案内板、モニュメント等の整備等に要する工事費
	色彩修景費	周辺地域と著しく不調和な色彩の住宅等の外観における色彩の修景費
	法令等改修費	上記修景整備に付随して必要となる、構造補強費並びに法令等の規定を受けて必要となる改修費

○別表 4 (修景設計料率：第 4 条関係)

修景整備費区分 (単位：百万円)	5	10	50	100	500
修景設計料率 (各棟別、単位：%)	5.89	5.40	4.42	4.05	3.31

(注) 修景整備費区分の中間部分については、直線的補間により料率を求める。また、料率の端数は、小数点第 3 位以下を切り捨てる。

○別表 5 (財産処分時の納付額：第 19 条関係)

財産処分区分	納付額
取壊 (補助整備共同施設(施設)の使用を止め、取り壊すこと)	・補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。)の割合を乗じて得た額
廃棄 (補助整備共同施設(設備)の使用を止め、廃棄すること)	・補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
譲渡 (補助整備共同施設の所有者を変更すること)	・補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額及び譲渡により生じる収益のうち補助金相当額
交換 (補助整備共同施設と他人の所有する他の財産とを交換すること)	・交換により生じる差益額のうち補助金相当額
補助金交付の目的に反する使用 (補助整備共同施設の所有者の変更を伴わずに、補助事業の目的に反した使用をすること)	・目的外使用により生じる収益(補助整備共同施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。)のうち補助金相当額
貸付 (補助整備共同施設の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること)	・貸付により生じる収益(補助整備共同施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。)のうち補助金相当額
担保に供すること (補助整備共同施設に抵当権を設定すること)	・抵当権が実行に移される場合は、補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

別記

書 類	様 式
補助金交付申請書	様式 1
事業計画書	様式 1 (別紙1)
補助金交付決定通知書	様式 2
補助金不交付決定通知書	様式 2-2
補助金交付申請取下げ書	様式 2-3
事業着手届	様式 3
補助金交付変更等申請書	様式 4
補助金交付決定変更等通知書	様式 5
補助金交付決定取消等通知書	様式 6
完了実績報告書	様式 7
補助金の額の確定通知書	様式 8
請求書	様式 9
財産処分承認申請書	様式 10

(様式1)

平成 年 月 日

大阪市長

様

申請者 住所  
(補助事業者) 氏名 印  
生年月日 T・S・H 年 月 日  
電話番号

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
まちなみ修景補助制度 補助金交付申請書

まちなみ修景補助制度における補助金の交付を受けたいので、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助金交付要綱第5条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

事業位置 (地名地番)	大阪市
修景区分	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 塀・門 <input type="checkbox"/> オープンスペース <input type="checkbox"/> その他 ( )
事業の内容	
事業予定期間	着手 平成 年 月 日 ~ 完了 平成 年 月 日
申請区分	<input type="checkbox"/> 修景設計費 <input type="checkbox"/> 修景整備費
総事業費	金 円
補助対象事業費	金 円
交付申請額	金 円
市民税等の滞納	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

補助金交付要綱第7条に基づく確認事項(確認されましたら、にチェックを入れてください。)

- 暴力団の利益になるような申請ではありません。  
(注意1) 暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。  
(注意2) 暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

〈添付書類〉

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 委任状(手続きを委任する場合)
- (3) 付近見取図
- (4) 現況写真
- (5) 設計図書(配置図、修景を行う部分を含む平面図・立面図・断面図等)
- (6) 公図(写)
- (7) 登記事項証明書(補助事業を行う土地及び建築物)
- (8) 承諾書(補助事業を行う土地及び建築物の所有者の承諾が必要な場合)
- (9) 印鑑登録証明書(補助事業者と(8)の承諾を行う者)
- (10) 事業費見積書(写)
- (11) 確認済証(写)(建築確認申請の必要な工事の場合)
- (12) 納税状況を確認できる書類(納税証明書又は所得証明書)
- (13) 上記資料を補完できる説明資料(上記資料を提出できない場合)

様式1 (別紙1)

事業計画書

1. 設計者	住所	TEL ( )	
	氏名	FAX ( )	
2. 施工者	住所	TEL ( )	
	氏名	FAX ( )	
3. 修景区分	<input type="checkbox"/> 建築物【改修】 (全体・部分)	様式： 用途：	建築年代： 構造・階数：
	<input type="checkbox"/> 建築物【新築】 (全体・部分)	用途：	構造・階数：
	<input type="checkbox"/> 塀・門(改修・新築)		
	<input type="checkbox"/> オープンスペース		
	<input type="checkbox"/> その他		
4. 修景内容			
5. 設計期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
6. 工事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
7. 資金計画	項 目		金 額 (千円)
	支 出	修景設計費	
		修景整備費	
		その他工事費	
		その他経費 ( )	
	合 計 (総事業費)		
	収 入	自己資金	
		修景補助金	
		その他 ( )	
合 計			

本市使用欄

地区名	補助要件等		整理番号
	対 象	内 容	

(様式2)

大阪市指令都整 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
まちなみ修景補助制度 補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で交付申請のあった補助金について、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第6条第1項に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付の条件
  - (1) 今年度末までにこの事業を完了すること。今年度末までに完了しない場合又はこの事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (2) 協議会活動をはじめとした大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業に協力すること。
  - (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）、補助金交付要綱（平成12年6月15日制定）の規定を遵守すること。

〈注意事項等〉

- ・ 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服のある場合は、交付決定日から30日以内に、申請を取り下げることができます。（補助金交付要綱第8条関係）
- ・ 補助事業を変更又は廃止するときは、補助金交付の変更等の決定を受けてください。（補助金交付要綱第10条関係）
- ・ 補助金の適正な執行を確保するため、市長が必要と認めた場合は、立ち入り検査等を実施することがあります。（補助金交付要綱第12条関係）
- ・ 補助金を他の用途に使用してはいけません。その場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。（補助金交付要綱第14条関係）
- ・ 補助事業に係る経費を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の額の確定通知を受けた日から処分制限期間を経過するまで保存してください。（補助金交付要綱第22条関係）

整理番号	
------	--

(様式 2 - 2)

大阪市指令都整 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

平成 年度 大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
まちなみ修景補助制度 補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった補助金について、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助金交付要綱第6条第4項に基づき、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

補助金不交付の決定理由

整理番号	
------	--

(様式2-3)

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所  
(補助事業者) 氏名 印

平成 年度 大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
まちなみ修景補助制度 補助金交付申請取下げ書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定の通知を受けた  
補助金について、下記のとおり交付申請を取り下げたいので、大阪市HOPEゾーン事  
業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助金交付要綱第8条第1項に基  
づき、関係書類を添えて申請します。

記

取下げ理由

(添付書類)

- (1) 補助金交付申請書 (写)
- (2) 補助金交付決定通知書 (写)

(様式3)

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所  
(補助事業者) 氏 名 印

大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
まちなみ修景補助制度 事業着手届

大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助金交付要綱第9条第2項に基づき、下記のとおり事業に着手しますので届け出ます。

記

事業位置 (地名地番)	大阪市
事業着手日	平成 年 月 日
事業完了予定日	平成 年 月 日
事業区分	<input type="checkbox"/> 修景設計 <input type="checkbox"/> 修景整備

〈添付書類〉

- (1)設計・工事契約書 (写)
- (2)工事工程表

(様式4)

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所  
(補助事業者) 氏名 印

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
まちなみ修景補助制度 補助金交付変更等申請書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定の通知を受けた補助金について、下記のとおり変更等を行いたいので、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助金交付要綱第10条第2項に基づき、申請します。

記

変更等の内容	<input type="checkbox"/> 補助事業の中止又は廃止 <input type="checkbox"/> 補助金の額の変更 <input type="checkbox"/> 補助金交付の要件に係る変更 <input type="checkbox"/> その他 ( )
変更等の理由	
事業完了予定日	平成 年 月 日
申請区分	<input type="checkbox"/> 修景設計費 <input type="checkbox"/> 修景整備費
総事業費	( 円 )
補助対象事業費	( 円 )
交付申請額	( 円 )

( ) 内は変更前の額

〈添付書類〉

(1)変更前と変更後の違いを明示した書類

(様式 5)

大阪市指令都整 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
まちなみ修景補助制度 補助金交付決定変更等通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を通知した補助金の額について、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第11条第1項に基づき、審査の結果、下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 変更に係る補助対象事業の内容は、平成 年 月 日付けによる補助金交付変更等申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る補助金の額は次のとおりとする。

交付決定額	金	円
変更交付決定額	金	円
変更増△減額	金	円

- 3 補助金の交付条件
  - (1) 今年度末までにこの事業を完了すること。今年度末までに完了しない場合又はこの事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (2) 協議会活動をはじめとした大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業に協力すること。
  - (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）、補助金交付要綱（平成 12 年 6 月 15 日制定）の規定を遵守すること。

〈注意事項等〉

- ・ 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服のある場合は、交付決定日から 30 日以内に、申請を取り下げることができます。（補助金交付要綱第 8 条関係）
- ・ 補助事業の変更又は廃止するときは、補助金交付の変更等の決定を受けてください。（補助金交付要綱第 10 条関係）
- ・ 補助金の適正な執行を確保するため、市長が必要と認めた場合は、立ち入り検査等を実施することがあります。（補助金交付要綱第 12 条関係）
- ・ 補助金を他の用途に使用してはいけません。その場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。（補助金交付要綱第 14 条関係）
- ・ 補助事業に係る経費を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の額の確定通知を受けた日から処分制限期間を経過するまで保存してください。（補助金交付要綱第 22 条関係）

整理番号

(様式6)

大都整 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
まちなみ修景補助制度 補助金交付決定取消等通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を通知した補助金について、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助金交付要綱第14条第4項に基づき、下記のとおり取り消す（変更する）ので通知します。

記

1. 取消（変更）の内容

2. 取消（変更）の理由

整理番号	
------	--

(様式7)

平成 年 月 日

大阪市長 様

住所  
申請者  
(補助事業者) 氏名 印

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
まちなみ修景補助制度 完了実績報告書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定の通知を受けた補助事業が下記のとおり完了したので、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助金交付要綱第15条第2項に基づき、報告します。

記

事業位置 (地名地番)	大阪市
事業期間	着手 平成 年 月 日 ~ 完了 平成 年 月 日
総事業費	金 円
補助金交付決定額	金 円
補助金精算額	金 円

〈添付書類〉

- (1) 設計・工事契約の領収書等 (写)
- (2) 工事記録写真
- (3) 工事完成写真
- (4) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) に規定する検査済証 (写)  
(補助事業が建築確認を受けた工事の場合)
- (5) 設計図書の変更内容が確認できる資料  
(第10条第2項に該当する軽微な変更を行った場合)

(様式8)

大都整 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
まちなみ修景補助制度 補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付けで完了実績報告のあった補助事業について、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助金交付要綱第16条第1項に基づき、下記のとおり補助金の額が確定したので通知します。

記

事業位置 (地名地番)	大阪市
確定補助金額	金 円

※この補助金は、一時所得として、所得税および個人市・府民税の課税対象となりますので、年間（1月1日～12月31日）の補助金と他の所得金額（給与所得や公的年金所得など）の合計額が一定の基準を超える場合は、所得税の確定申告または個人市・府民税の申告が必要です。

所得税の確定申告書は所轄税務署に、個人市・府民税の申告書はお住まいの区を担当する市税事務所（個人市民税担当）に提出してください。

なお所得税の確定申告をされた場合は、個人市・府民税の申告は不要です。

整理番号

(様式9)

請 求 書

平成 年 月 日

大阪市長 様

住 所  
氏 名

印

次のとおり請求します。

金 額	円也
内 容	

※ 金額の前には必ず¥を付けてください。

債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号									指定口座	
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	------	--

※ 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称		支 店 名 称	
預 金 種 別		口 座 番 号	
フリガナ 口座名義			

本市記入欄

局出納員・区会計 管理者確認印	印影等照合先（契約番号等）		執行主管コード	支出命令番号	
	請求書等 確認者認印				
	業務区分	<input type="checkbox"/> 歳 出	<input type="checkbox"/> 歳 入	<input type="checkbox"/> 歳計外	<input type="checkbox"/> 基 金

(様式10)

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所  
(補助事業者) 氏名 印

大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
まちなみ修景補助制度 財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号にて補助金の交付決定の通知を受けた補助事業により整備した建築物等を下記のとおり処分したいので、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助金交付要綱第19条第2項の規定により申請します。

記

事業位置 (地名地番)	大阪市
修景区分	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 塀・門 <input type="checkbox"/> オープンスペース <input type="checkbox"/> その他 ( )
事業の内容	
完成年月日 (処分制限期間)	平成 年 月 日 (処分制限期間 年)
総事業費	金 円
補助金交付決定額	金 円
補助金確定額	金 円
補助金精算額	金 円
自己負担額	金 円
処分区分・目的	
処分の相手方・ 処分後の管理	
処分の対価	金 円 (目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること)